

建設部所管ダムにおける公募型土砂採取試行要領

(目的)

第1条 この要領は、長野県が管理するダムのうち、土砂等の堆積がダム管理上支障となっている箇所において、維持管理経費の削減と資源の有効活用を図るため、河川法（昭和39年法律第167号）第25条及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の許認可を受けて土砂等の採取を希望する者（以下「採取希望者」という。）を公募することについて、必要な事項を定め、ダム管理の効率化と骨材資源の有効活用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 河川法第25条の土石をいう。
- (2) 許認可 河川法第25条の規定による土石の採取の許可及び砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可をいう。
- (3) 所長 各ダムを管轄している建設事務所長をいう。

(採取希望者の資格)

第3条 採取希望者は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 長野県知事から砂利採取法第3条の登録を受けている者又は登録を受ける見込みがある者であること。
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2の各号の規定に該当しないこと。該当する場合は、その事実があった後2年を経過していること。
- (4) 採取申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法（昭和24年法律第100号）及び採石法（昭和25年法律第291号）に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

(公募対象箇所)

第4条 土砂等の採取を公募する箇所は、土砂等の堆積がダム管理上支障となっている箇所で、採算性や安全面等を考慮して、所長が採取希望者を公募することが適当と認めた箇所とする。

(採取希望者の公募手続き)

第5条 所長は、採取希望者を公募しようとするときは、次に掲げる事項をホームページへの掲出その他の方法により周知しなければならない。

- (1) 採取場所（ダムの名称、採取区域等）
- (2) 公募期間

- (3) 採取期間
- (4) 採取すべき土砂等の概算数量
- (5) 公募手続
- (6) 審査及び決定の方法
- (7) 許認可申請手続
- (8) 許認可に当たって付される主要な条件
- (9) その他必要事項

(採取希望申込み)

第6条 採取希望者は、採取申込書、採取計画概要書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を所長に提出するものとする。この場合において、提出に要する諸費用は、採取希望者の負担とする。

(採取希望者の審査及び採取予定者の決定)

第7条 所長は、採取希望者から提出される申請書等に基づき適格審査を行う。この場合において必要があるときは、採取希望者に申請書等の内容について説明を求めることができる。

2 所長は、適格審査の結果、適格と認められた希望者の中からくじにより採取予定者を決定するものとする。ただし、適格と認められた採取希望者が1者の場合はくじによらず採取予定者を決定するものとする。

3 所長は、採取予定者の決定結果を文書で通知するものとする。

(採取予定者の義務)

第8条 採取予定者は、決定通知を受けた後、許認可の申請を行わなければならない。許認可の申請に要する諸費用は、採取予定者の負担とする。

2 採取予定者は、許認可に付された条件を遵守しなければならない。

(土石採取料)

第9条 この要領による土砂等の採取は、河川管理上除去することが必要な土砂等を河川管理者が公募により採取希望者の採取によって除去させるものであり、河川管理の代行措置と解せる公共性の高い事業であるため、河川法施行細則（昭和40年3月31日長野県規則第24号）第5条第2項の規定により、採取予定者からの減免申請に基づき土石採取料を免除する。

(採取予定者の決定の取消し等)

第10条 所長は、採取予定者として決定した者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、採

取予定者の資格を取り消し、その者に文書により通知するものとする。

- (1) 申請書等の提出書類の内容に虚偽又は不正があることが明らかになったとき。
- (2) 許認可の申請を特別な理由がなく、所長が定めた期間内に行わなかったとき。
- (3) 許認可の審査の結果、不許可等とされたとき。

2 前項の規定による取消しに伴い生じた損害は、採取予定者の負担とする。

(再公募等)

第11条 所長は、採取予定者の決定の取消しを行った場合、第6条の規定により申請書等を提出した採取希望者（当該取消しを受けた者を除く。）から新たに予定者を決定するものとする。ただし、該当する者がいない場合は、改めて公募を行うものとする。

(留意事項)

第12条 この要領の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 公募対象箇所の上砂等は、採取予定者のみが許認可を受けることができる。
- (4) 採取予定者は、採取した上砂等を全量河川区域外に搬出し、適切に処理しなければならない。
- (5) 上砂等の堆積がダム管理上支障となっている箇所については、本来、河川管理者が除去等の対策を講じなければならないところ、この要領による上砂等の採取は、河川管理上除去することが必要な上砂等を公募により採取希望者の採取によって除去するものであり、河川法第20条の規定による河川管理者以外の者が行う河川の維持に該当するが、河川法施行令（昭和40年2月11日政令第14号）第12条において承認を要さない行為としている「草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持」と解し、河川法第20条の規定による河川管理者以外の者が行う河川の維持に係る承認は、不要とする。

附 則

この要領は、平成27年12月4日から施行する。